2 医療費控除の特例（スイッチOTC薬控除）の創設

1　概　要

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、セルフメディケーション（自主服薬）推進のための「スイッチOTC薬控除（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）」が創設される。

2　内　容（措法41の17の2①、所法73①）

健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取組みを行う居住者が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った対価の額（※1）の合計額が12,000円を超えるときは、その超える部分の金額（※2）について、その年分の総所得金額等から控除する。住民税も同様。

※1 保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を除く。

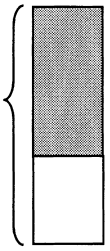
※2 超える部分の金額は88,000円を限度とする。

＜図表＞　スイッチOTC薬控除のイメージ

スイッチOTC医薬品

対象者	購入金額
自　分	30,000円
配偶者	25,000円
子２人	7,000円
計（※3）	62,000円

※3 最高10万円



スイッチOTC薬控除
50,000円
（最高88,000円）

12,000円

適用税率の例（※4）	減税額の目安
15%	▲7,500円
20%	▲10,000円
30%	▲15,000円
33%	▲16,500円
43%	▲21,500円
50%	▲25,000円
55%	▲27,500円

※4 所得税＋住民税
（復興特別所得税は省略）

3　一定の取組み

次の検診等又は予防接種（医師の関与があるものに限る。）をいう。なお、どのように医師の関与があることを証明するかは政省令等を確認する必要がある。

① 特定健康診査（メタボ健診）	② 予防接種	③ 定期健康診断（事業主健診）
④ 健康診査（人間ドッグ等で医療保険者が行うもの）	⑤ がん検診	

4　スイッチ OTC 医薬品

要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用（スイッチ）された医薬品をいう。ただし、類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものは除かれる。

OTC とは、Over The Counter の頭文字で、薬局のカウンター越しに買える薬をいう。

＜図表＞　スイッチ OTC 医薬品

医薬品の分類		スイッチ OTC 医薬品の品例
医療用医薬品		（該当なし）
要指導医薬品		・コンタック鼻炎Ｚ（鼻炎薬）　・エパデールＴ（中性脂肪異常改善薬） ・ルミフェン（解熱鎮痛剤）
一般用医薬品	第１類医薬品	・ガスター10（胃腸薬）　・アレグラＦＸ（鼻炎薬） ・ロキソニンＳ（解熱鎮痛剤）
	第２類医薬品	・ダマリンＬ（水虫薬）　・ストナ去たんカプセル（鎮咳去たん薬） ・アレジオン 10（鼻炎薬）　・フェイタスＺ（外用鎮痛・消炎薬）
	第３類医薬品	・ローカスタＥＸ（血清高コレステロール改善薬） ・ＤＨＣフクイゲン（血清高コレステロール改善薬）

〔出典〕政府税制調査会「第 29 回 税制調査会 資料（平成 28 年１月 28 日）」を基に作成

＜図表＞　現行の医療費控除との比較（下線部が現行と異なる点）

区　分	医療費控除の特例 （スイッチ OTC 薬控除） （措法 41 の 17 の２）	現行の医療費控除 （所法 73）
対象者	自己、自己と生計を一にする配偶者その他の親族。ただし、一定の検診等・予防接種を受けている場合に限る。	自己、自己と生計を一にする配偶者その他の親族
適用時期	平成 29 年１月１日 ～平成 33 年 12 月 31 日の各年 【５年間の時限措置】	各　年
控除対象	スイッチ OTC 医薬品の購入金額	医師・歯科医師による診療・治療費、治療・療養に必要な医薬品の購入金額 等
控除金額の計算	スイッチ OTC 医薬品の合計額－①－② ① 保険金などで補てんされる金額 ② 12,000 円	控除対象医療費の合計額－①－② ① 保険金などで補てんされる金額 ② 10 万円（総所得金額等（A）が 200 万円以下の場合：Ａ×５％）
控除限度額	最高 88,000 円	最高 200 万円
留意点	いずれか一方のみの選択適用	

実務上のポイント　**現行の医療費控除との関係（選択適用）**

スイッチOTC医薬品の中には、現行の医療費控除の対象に含まれるものもあるが、スイッチOTC薬控除の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

現行の医療費控除のハードル（原則：年間10万円超）に対して、年間12,000円超とハードルが低いことから、スイッチOTC薬控除を選ぶ方が有利になる場合も想定される。

5　健康サポート薬局用不動産の不動産取得税の特例措置（地法附則11⑭）

充実した相談体制や設備などを有する「健康サポート薬局」のうち、中小企業者(※)が平成28年４月１日から平成30年３月31日までの間に新規開業・増設・改築するものに係る不動産の不動産取得税について、「不動産の価格の1/6相当額」を価格から控除する課税標準の特例措置が設けられる。

※ 資本金5,000万円以下の会社や、常時使用する従業員の数が50人以下の会社・個人で、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの（中小企業基本法２①四）をいう。

＜図表＞　「健康サポート薬局」の要件

かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を有し、地域住民による
主体的な健康維持・増進を積極的に支援する薬局（公表制度が創設予定）

＜かかりつけ薬剤師・薬局＞		＜健康サポート機能＞
① 服薬情報の一元的・継続的把握 ② 24時間対応・在宅対応 ③ かかりつけ医等の関係機関等との連携	＋	① 地域の関係機関等との連携 ② 薬剤師の資質確保 ③ 要指導医薬品等の供給機能・助言体制 ④ 健康相談対応、積極的な健康サポート等

実務上のポイント　**薬局・ドラッグストアと平成29年の課題**

①「スイッチOTC薬控除」への対応（平成29年１月～）

平成28年中にどの医薬品が控除の対象になるか情報収集し、どのように店頭でわかりやすく説明するかが課題となる。

②「消費税の軽減税率（飲食料品）」への対応（平成29年４月～）

飲食料品について標準税率と軽減税率の区分が必要となる。例えば、栄養ドリンクは、医薬部外品が軽減税率の対象外で10％になる一方、栄養ドリンク風清涼飲料水は軽減税率８％となるなど類似した商品であっても取扱いが異なる。上記①と同様に軽減税率の対象になるかどうかの情報収集をし、さらに複数税率に対応したレジの導入や従業員教育などが課題となる。

21 法人実効税率の20%台への引下げ

1　概　要

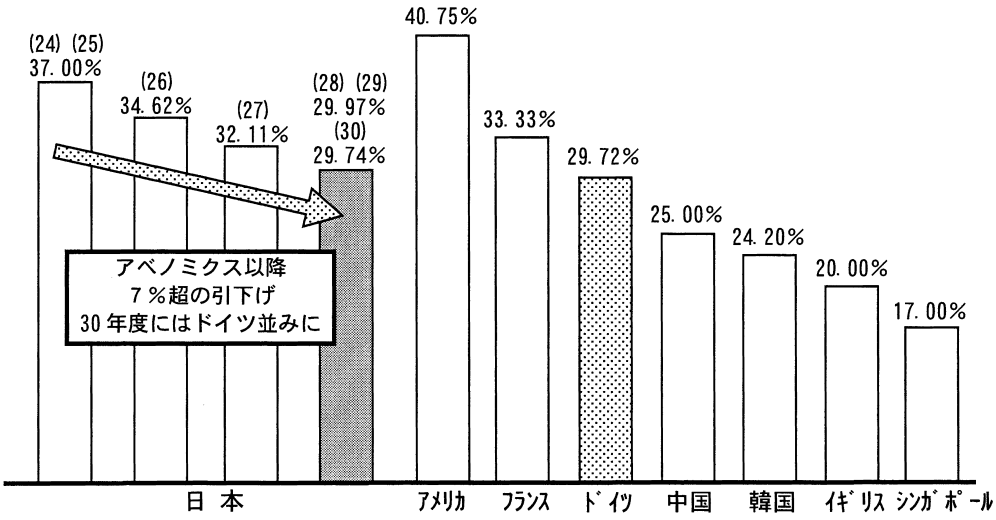
法人税改革の第１弾として平成27年度改正で法人税率が引き下げられたが、平成28年度改正では、法人税率がさらに引き下げられる。大法人における法人事業税の外形標準課税の拡大（所得割の縮減）も反映した法人実効税率は次のとおり。

＜図表＞　法人税率及び法人実効税率の改正

区　分		26年度	27年度	28・29年度	30年度
法人税率		25.5%	23.9%	23.4%	23.2%
(参考)大法人向け法人事業税の所得割		7.2%	6.0%	3.6%	
法　人実効税率(国・地方)	大法人	34.62%	32.11%	29.97%	29.74%
	中小法人等	36.05%	34.33%	33.80%	33.59%

※1 標準税率（中小法人等は年800万円超の所得に対するもの）を使用している。
※2 法人住民税の均等割、法人事業税の付加価値割及び資本割を除く。

＜図表＞　法人実効税率の国際比較



※ 法人所得に対する税率（国税・地方税）。地方税は、日本は標準税率、アメリカはカリフォルニア州、ドイツは全国平均、韓国はソウル市。なお、法人所得に対する税負担の一部が損金算入される場合は、その調整後の税率を表示（OECD、各国政府資料等）。カッコ内の数字は「年度」を表す。

〔出典〕政府税制調査会「第29回 税制調査会 資料（平成28年1月28日）」を基に作成

２　改正の内容（法法 66①、改正法附則 21・26）

平成 28 年４月１日以後に開始する事業年度から法人税の本則税率が「23.4%」（改正前：23.9%）に引き下げられ、さらに平成 30 年４月１日以後に開始する事業年度から法人税の本則税率が「23.2%」に引き下げられる。

(1) (2)以外の普通法人

（例）資本金１億円超の会社、出資金１億円超の医療法人、資本金５億円以上の会社の 100%子会社・孫会社

～H28.3.31 開始事業年度	H28.4.1～ 開始事業年度	H29.4.1～ 開始事業年度	H30.4.1～ 開始事業年度
23.9%	23.4% (▲0.5%)		23.2% (▲0.7%)

(2) 中小法人等（56 頁参照）

（例）資本金１億円以下の会社、出資金１億円以下の医療法人、
公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、NPO 法人（(3)を除く。）

～H28.3.31 開始事業年度		H28.4.1～ 開始事業年度	H29.4.1～ 開始事業年度	H30.4.1～ 開始事業年度
年 800 万円 超の所得	23.9%	23.4% (▲0.5%)		23.2% (▲0.7%)
年 800 万円 以下の所得	19% 特例 15%	19% 特例 15%(※)	19%	19%

(3) 社会福祉法人・学校法人・宗教法人などの一定の公益法人等、認定 NPO 法人、一定の協同組合等、租税特別措置法上の特定医療法人【改正なし】

～H28.3.31 開始事業年度		H28.4.1～ 開始事業年度	H29.4.1～ 開始事業年度	H30.4.1～ 開始事業年度
年 800 万円 超の所得	19%	19%	19%	19%
年 800 万円 以下の所得	19% 特例 15%	19% 特例 15%(※)		

※ 上記(2)及び(3)の法人税の軽減税率の特例 15%は、平成 29 年３月 31 日以前に開始する事業年度まで適用される。その後の延長の可否は、平成 29 年度改正で決定されると考えられる。

トピックス　**非上場株式の株価評価への影響**

非上場株式は、取引相場のない株式として評価する。このうち「原則的評価方式」は、法人の規模に応じて次のように計算する。

大会社		類似業種比準価額　又は　純資産価額
中会社	大	類似業種比準価額×90%＋純資産価額×10%　又は　純資産価額
	中	類似業種比準価額×75%＋純資産価額×25%　又は　純資産価額
	小	類似業種比準価額×60%＋純資産価額×40%　又は　純資産価額
小会社		純資産価額　又は　類似業種比準価額×50%＋純資産価額×50%

(1) 類似業種比準価額の計算

＜算式＞

$$\text{類似業種の株価} \times \left(\frac{\frac{\text{配当}}{\text{類似業種の配当}} + \frac{\text{利益}}{\text{類似業種の利益}} \times 3 + \frac{\text{簿価純資産}}{\text{類似業種の簿価純資産}}}{5} \right) \times \text{斟酌率(※)} \times \frac{\text{1株あたりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

※ 斟酌率＝大会社：0.7　中会社：0.6　小会社：0.5

(2) 純資産価額の計算

＜算式（現行）＞

$$\frac{\text{総資産価額（相続税評価額）－負債の合計額－評価差額}\times 38\%}{\text{発行済株式数}}$$

法人実効税率引下げによりさらに下がる
⇒ 株価上昇要因の１つ

経済産業省から上場企業の株価の急激な変動を踏まえて、平成 28 年度税制改正要望で「類似業種比準価額」について改正の要望（特に「類似業種の株価」の引下げ）が出されていたが、今回の改正では実現しなかった。

ただし、次のように比準要素全般が検討事項とされた。

検討事項

取引相場のない株式の評価については、企業の組織形態が業種や規模、上場・非上場の別により多様であることに留意しつつ、相続税法の時価主義の下で、比較対象となる上場会社の株価並びに配当、利益及び純資産という比準要素の適切なあり方について早急に総合的な検討を行う（自由民主党・公明党「平成 28 年度税制改正大綱」）。

38 軽減税率対象品目及び軽減税率

1　軽減税率対象品目の概要

軽減税率の対象品目は、飲食料品等の消費実態や、低所得者対策としての有効性、事業者の事務負担等が総合的に勘案され、「酒類及び外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週２回以上発行される新聞」が対象となる。

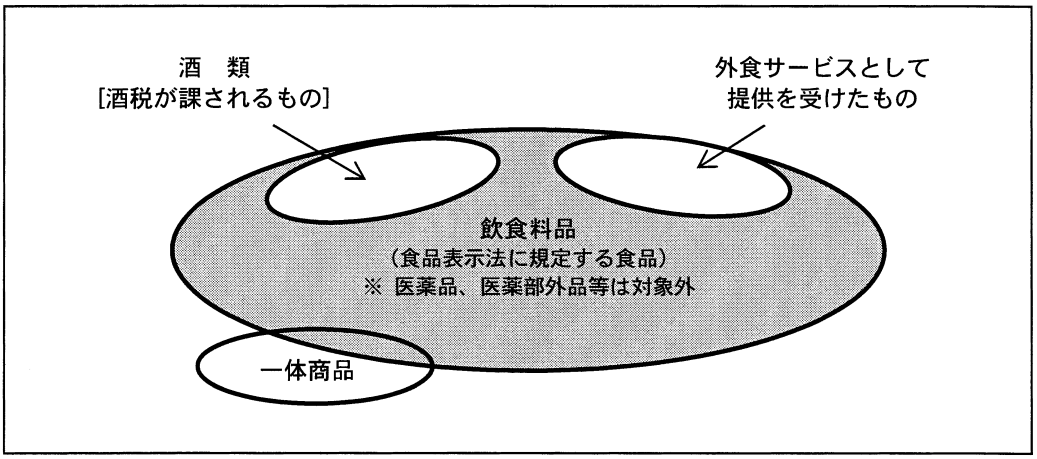
2　酒類及び外食を除く飲食料品

(1) 国内取引（消法２①九の二・別表第一）

飲食料品の譲渡は、軽減税率８％の対象となる課税資産の譲渡等（軽減対象課税資産の譲渡等）に該当する。

上記の「飲食料品」とは、食品表示法に規定する「食品」をいい、酒税法に規定する「酒類」を除く。また、おもちゃ付おかしのような「一体商品」の一部を含む。

＜図表＞　「酒類及び外食を除く飲食料品」の範囲



〔出典〕政府税制調査会「第 29 回 税制調査会 資料（平成 28 年１月 28 日）」を基に作成

(2) 輸入取引（消法２①十一の二・別表第一の二）

軽減税率８％の対象となる保税地域から引き取られる課税貨物（軽減対象課税貨物）は、「酒類及び外食を除く飲食料品」が該当する。

（参考１）「食品表示法に規定する食品」

根 拠 法	標準税率10%	軽減税率８%
食品表示法第２条（定義） この法律において「食品」とは、全ての飲食物（*医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第１項に規定する医薬品、同条第２項に規定する医薬部外品及び同条第９項に規定する再生医療等製品を除き、食品衛生法第４条第２項に規定する添加物を含む。*）をいう。	「水道水」	「ペットボトルの水」
	「生きた牛、豚、鳥」	「食肉」「生きた水産物（魚など）」
	「栄養ドリンク」（医薬部外品）	「栄養ドリンク風の清涼飲料水」

（参考２）「酒税法に規定する酒類」

根 拠 法	標準税率10%	軽減税率８%
酒税法第２条（酒類の定義及び種類） この法律において「酒類」とは、アルコール分１度以上の飲料（*薄めてアルコール分１度以上の飲料とすることができるもの（アルコール分が90度以上のアルコールのうち、第７条第１項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。）又は溶解してアルコール分１度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。*）をいう。	「本みりん」	「みりん風調味料」（酒税の対象外）
	「ビールや発泡酒」	「ノンアルコールビール」（酒税の対象外）

（参考３）「外食」の除外

飲食店業等を営む者がテーブル、椅子、カウンター等の飲食設備のある場所で行う食事の提供や、課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所で行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供は、軽減税率の対象とならない。

ただし、飲食料品を持帰りのための容器に入れ又は包装して行う譲渡や、有料老人ホーム等の人が生活を営む場所における飲食料品の提供は軽減税率８％の対象となる。

標準税率10% （外食・イートイン）	軽減税率８% （テイクアウト・持帰り・宅配）
① 飲食設備を設置した場所で行うもの ・牛丼屋・ハンバーガー店での「店内飲食」 ・そば屋・ピザ屋の「店内飲食」 ・フードコートでの飲食 ・寿司屋での「店内飲食」	**① 飲食設備を設置した場所で行うもの以外** ・牛丼屋・ハンバーガー店のテイクアウト ・そば屋の出前、ピザの宅配 ・屋台での軽食（テーブル、イス等がない場合） ・寿司屋の「お土産」
② その場で飲食させるサービスの提供 ・コンビニのイートイン・コーナーでの飲食を前提に提供される飲食料品（トレイに載せて座席まで運ばれる、返却の必要がある食器に盛られた食品） ・ケータリング、出張料理	**② その場で飲食させるサービスの提供以外** ・コンビニの弁当・惣菜（イートイン・コーナーのある場合であっても、持帰りが可能な状態で販売される場合は８%） ・有料老人ホーム等での飲食料品の提供は８%

〔出典〕政府税制調査会「第29回 税制調査会 資料（平成28年１月28日）」を基に作成

（参考４）「一体商品」

原則として、飲食料品と飲食料品以外の資産が一体となっている資産は、飲食料品に該当しない。

ただし、例えば、おもちゃ付おかし等、一定金額以下（１万円以下を予定）の少額の資産でその資産の主たる部分が飲食料品から構成されているもの（金額の占める割合が３分の２以上を予定）は、その全体を飲食料品として軽減税率の対象とされる。

3　定期購読契約が締結された新聞（消法２①九の二・別表第一）

一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週２回以上発行される新聞の定期購読契約に基づく譲渡は、軽減税率８％の対象となる課税資産の譲渡等（軽減対象課税資産の譲渡等）に該当する。

	定期購読契約が締結された新聞	左記以外（例：駅・コンビニで購入）
週２回以上発行	軽減税率８％	標準税率 10％
週１回以下発行（例：日曜版）	標準税率 10％	

今後の課題

書籍・雑誌については、①カタログ、カレンダー、楽譜、電子書籍等についてどのように考えるか、②いわゆる「不健全図書類」の排除、③低所得者対策としての意義も含め軽減税率の対象とするかどうか検討が必要とされた。

4　消費税の軽減税率（消法 29）

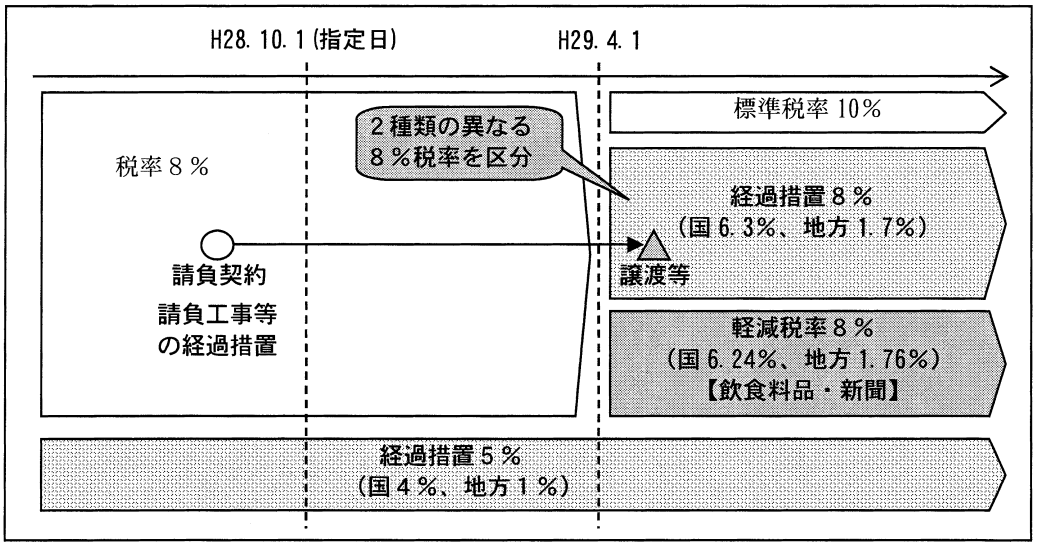
区　分	消費税（国）	地方消費税（地方）	合　計
標準税率	7.8％	2.2％	10％
軽減税率（80％相当）	6.24％	1.76％	８％

（参考１）付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較

	フランス	ドイツ	イタリア	イギリス	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	カナダ
標準税率	20％	19％	22％	20％	10％	５％
軽減税率	5.5％	７％	10％	０％	０％	０％
	韓国	中国	ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ	台湾	タイ
標準税率	10％	17％	10％	12％	５％	７％
軽減税率	０％	13％	０％	０％	０％	０％

〔出典〕政府税制調査会「第 29 回 税制調査会 資料（平成 28 年１月 28 日）」を基に作成

（参考２）税率引上げに伴う経過措置との関係



（参考３）税率引上げに伴う主な経過措置

① 請負工事等	平成 25 年 10 月１日から平成 28 年９月 30 日までの間に締結した工事（製造を含む。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウエアの開発等に係る請負契約を含む。）に基づき、平成 29 年４月１日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、その課税資産の譲渡等
② 資産の貸付け	平成 25 年 10 月１日から平成 28 年９月 30 日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成 29 年４月１日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限る。）における、平成 29 年４月１日以後に行うその資産の貸付け
③ 旅客運賃等	平成 29 年４月１日以後に行う旅客運送の対価等のうち、平成 26 年４月１日から平成 29 年３月 31 日までの間に領収しているもの
④ 電気料金等	継続供給契約に基づき、平成 29 年４月１日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、平成 29 年４月１日から平成 29 年４月 30 日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの

〔出典〕国税庁「消費税法改正のお知らせ（平成 27 年４月）」より抜粋

５　適用時期（改正法附則 34・46）

上記２～４の改正は、平成 29 年４月１日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ、保税地域から引き取られる課税貨物について適用される。

なお、法律上は、平成 33 年３月 31 日までは「経過措置（附則）」として位置づけられ、平成 33 年４月１日以後は「消費税法の本則」に取り込まれる。